

福岡県医発第0004号(地)
平成22年 4月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

電子レセプト請求の経過措置期限を迎える保険医療機関に対する対応について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記について、平成22年7月診療分(8月請求分)より原則電子レセプト請求(オンラインによる請求又は光ディスク等電子媒体を用いた請求)となることに伴い、平成22年3月17日付け福岡県医発第2276号(地)にて免除又は猶予に該当する医療機関への対応について貴職宛お願い申し上げているところでございます。

今般、厚生労働省の要請に基づき、現在まで、オンライン届、レセ電届及び免除・猶予届が提出されていない保険医療機関に対して、今後の予定確認のため、別添のとおり調査を行う旨、福岡県社会保険診療報酬支払基金より連絡が参りました。

また、本調査票の「注意事項」にもありますように、免除・猶予届については、届出の締切を平成22年3月31日とされておりましたが、まだ提出されていない保険医療機関については速やかに支払基金及び国保連合会へ提出をすることで免除・猶予とされます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本調査票については、支払基金宛に、平成22年4月10日までにレセプト請求に併せて提出頂くか、又はFAXでの報告となっております。
- 2) 本件に関しましては、本会より支払基金に対して、未提出の医療機関リストの照会依頼をいたしました。個人情報の問題により公表できない旨の回答を頂いております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

免除・猶予対象の医療機関では、意向調査票の提出がない場合、免除・猶予が認められない場合があることも予想され、規定どおり遅くとも10日までに調査票の提出を済ませるようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成22年4月1日

福岡県医師会 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

電子レセプト請求の経過措置期限を迎える
保険医療機関に対する対応について

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年11月に請求省令が改正され、費用の請求はオンライン請求又は電子媒体による請求（以下「電子レセプト請求」という。）によるものとなりました。

また、手書きによる場合やレセコン購入等による電子レセプト請求の免除又は猶予等が可能となったことから、免除又は猶予等に該当する保険医療機関については、本年3月31日までに免除・猶予届を支払基金及び国保連合会に提出していただく必要がありました。

今般、厚生労働省の要請に基づき、現在まで、オンライン届、レセ電届及び免除・猶予届が提出されていない保険医療機関等に対し、今後の予定等について厚生労働省へ報告することになりました。

つきましては、オンライン届等が提出されていない保険医療機関に対して、別添写しの内容をもって調査することとしておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成22年4月5日

保険医療機関 各位

福岡県社会保険診療報酬支払基金

平素、支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年11月に請求省令の改正が行われ、費用の請求はオンライン請求又は電子媒体による請求（以下「電子レセプト請求」という。）によるものとなりました。

また、手書きによる場合やレセコン購入等による電子レセプト請求の免除又は猶予等を受けるためには、本年3月31日までに免除・猶予届を提出していただく必要がありました。

今般、厚生労働省からの要請に基づき、現在まで、オンライン届、レセ電届及び免除・猶予届が提出されていない貴医療機関の、今後の予定等について厚生労働省へ報告することとなりました。

つきましては、お手数ですが、別添の調査票について記載要領及び調査票の記入手順に従い必要項目を記載していただき、本年4月10日までのレセプト請求に併せ提出していただくか、又は本年4月10日までにFAX（092-473-7812）にてご提出をお願いします。

おって、この文書は、平成22年3月23日までの各種届出の状況において貴医療機関へ送付していますので、既に各種届出書を提出されている場合はご容赦願います。

本件に関する問合せ先

福岡県社会保険診療報酬支払基金

電話 092-473-6611

事業管理課

レセプト請求方法に関する意向調査票

現在紙レセプトで請求（オンライン開始届又はレセ電開始届が提出されていないもの）しており、かつ、平成22年3月31日までに免除・猶予届が提出されていない病院・診療所にお送りしています。

裏面の記入要領に従って回答を作成の上、平成22年4月10日までにレセプトと一緒に審査支払機関にご提出下さい。

		提出年月日	平成	年	月	日
医療機関コード		電話番号				
医療機関名						
現在（3月診療分（4月10日請求）のレセプト作成方法について教えてください	1	所有しているレセコンを使用（レセコン購入年月日：平成 年 月 日） （保守管理契約終了年月日：平成 年 月 日）				
	2	リース契約しているレセコンを使用（リース契約終了年月日：平成 年 月 日）				
	3	レセコンを使用していない（手書き）				

●以下の質問にお答え下さい。

A. 電子レセプト請求への移行について	問1. 平成22年7月診療分までに電子レセプト請求へ移行する予定ですか。 ① 移行予定（問2. へ） ② 免除・猶予措置を受ける予定（免除は問4. へ）（猶予は問5. 及び6. へ）
B. 電子レセプト請求を予定している医療機関	問2. 電子レセプト請求は、平成22年何月診療分からを予定していますか。 平成22年 月診療分から（問3. へ）
	問3. 現在の状況についてお知らせ下さい。 (1) レセ電業者と契約済（契約日：平成 年 月 日） (2) レセ電業者と契約予定（契約予定時期：平成 年 月） (3) 契約予定のレセ電業者と打合せ中 (4) レセ電業者を選定中 (5) その他（ ）
C. 免除措置を受ける医療機関	問4. 免除措置を受ける場合、次のどれに該当しますか。（注）記入要領の注意事項をご参照下さい。 ③ レセコン未使用（手書き） ④ レセコン未使用（手書き）に移行する予定（移行予定時期：平成22年 月診療分から） ⑤ 常勤医が全員65歳以上でレセコン使用の診療所 ⑥ 常勤医が全員65歳以上でレセコン未使用（手書き）の診療所
D. 猶予措置を受ける医療機関	問5. 猶予措置を受ける場合、次のどれに該当しますか。（注）記入要領の注意事項をご参照下さい。 ⑦ レセコンの購入から5年以内又は保守管理契約（延長含む）中 【最長平成26年度末まで】 (1) 購入年月日（平成 年 月 日） (2) 保守管理契約終了年月日（平成 年 月 日） (3) 保守管理契約の延長予定（有・無） ⑧ レセコンのリース契約（延長含む）中 【最長平成26年度末まで】 (1) レセコンリース契約終了年月日（平成 年 月 日） (2) レセコンリース契約延長予定（有・無）
	問6. 上記問5の⑦又は⑧に該当しない場合、次のどれに該当しますか。 ⑨ レセコンの販売又はリース業者との間で機器の導入等に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない ⑩ 改築工事中又は臨時の施設で診療を行っている ⑪ 概ね1年以内に廃止又は休止予定 (1) 廃止予定年月日（平成 年 月） (2) 休止予定年月日（平成 年 月） ⑫ その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある （具体的に ）

※ 記入漏れがないか確認をお願いします。

【記入要領】

- 1 「医療機関コード」、「電話番号」、「医療機関名」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入して下さい。また、「現在（3月診療分（4月10日請求分））のレセプト作成方法について教えてください」欄は、該当する事項を○で囲み、レセコン購入年月日など必要事項を記入して下さい。
- 2 各質問の回答については、該当する事項を○で囲んで下さい。
また、該当する事項で記入が必要な箇所がありますので、記入漏れがないようにして下さい。
- 3 「A. 電子レセプト請求への移行について」欄は、必ず記入して下さい。
- 4 「B. 電子レセプト請求を予定している医療機関」欄は、問1で①移行予定と答えた場合に記入して下さい。
- 5 「C. 免除措置を受ける医療機関」欄は、問1で②免除・猶予措置を受ける予定と答え、免除措置を受ける場合に記入して下さい。
- 6 「D. 猶予措置を受ける医療機関」欄は、問1で②免除・猶予措置を受ける予定と答え、猶予措置を受ける場合に記入して下さい。

【免除に関する注意事項】

●免除に該当するものは、次の2つです。

ア 手書き（レセコンを使用せずにレセプトを作成するもの）

- ・電子レセプトへの移行が免除され、手書きの紙レセプトで請求ができます。
- ・電子レセプトに移行する努力義務があります。

イ 常勤医が全員 65 歳以上の診療所（※下に記載のとおり、年齢の基準日があります。）

- ・手書きに限らず、レセコンを使用し紙レセプトでも請求できます。
- ・電子レセプトで請求している診療所は、対象外です。
- ・65歳未満（基準日現在）の常勤医が新たに勤務する場合、電子レセプト請求となります。

●選択肢について

③ レセコン未使用（手書き）

※提出期限（平成22年3月31日）が過ぎていますので、未提出の方は速やかに様式第1号を提出して下さい。

④ レセコン未使用（手書き）に移行する予定

※手書きに移行する際は、あらかじめ様式第5号を提出する必要があります。

⑤ 常勤医が全員 65 歳以上でレセコン使用の診療所

※年齢の基準日：平成22年7月1日

※提出期限（平成22年3月31日）が過ぎていますので、未提出の方は速やかに様式第2号を提出して下さい。

⑥ 常勤医が全員 65 歳以上でレセコン未使用（手書き）の診療所

※年齢の基準日：平成23年4月1日

※提出期限は、平成22年12月31日までとなっていますが、届出要件を既に満たしている場合は速やかに様式第2号を提出して下さい。

【猶予に関する注意事項】

⑦ レセコンの購入から5年以内又は保守管理契約（延長含む）中

⑧ レセコンのリース契約（延長含む）中

※レセコンを平成17年7月1日以降に購入した場合又は保守管理契約・リース契約の期限が平成22年7月1日以降である場合は、猶予届の提出期限（平成22年3月31日）が過ぎていますので、未提出の方は速やかに様式第3号を提出して下さい。

※今後、平成22年6月30日までに保守管理契約又はリース契約の期限を延長して猶予を受けようとする場合、平成17年6月30日以前に購入したレセコンについて保守管理契約を締結して猶予を受けようとする場合は、契約締結後速やかに様式第3号を提出して下さい。

⑨から⑫に該当する場合は、あらかじめ（原則、請求日の1か月前に）様式第4号を提出することで、書面による請求を行うことができます。

調査票の記入手順

